

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 千葉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 12 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 40 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 9 月 30 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 7 月 29 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、平成 21 年 6 月 30 日午前 11 時過ぎころ、東京都新宿区西新宿七丁目 2 番 6 号西新宿 K-1 ビルに本店を置き、分譲マンション用地の開発及び造成等を目的とし、その発行する株式がジャスダック証券取引所（当時）に上場されていた（平成 22 年 7 月 1 日上場廃止）株式会社総和地所との間で同社への出資者を手配することを委託内容とする準委任契約を締結していた B から、同人が同契約の履行に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、発行する株式及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同日午後 9 時 25 分ころより前の同日午後 2 時 10 分ころから同日午後 2 時 14 分ころまでの間、株式会社 C 証券を介し、東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号所在の株式会社ジャスダック証券取引所（平成 22 年 4 月 1 日合併により解散）において、自己の計算において、株式会社総和地所の株式合計 150 株を買付価額 15 万 6195 円で買い付けたものである。

○ 法令の適用

金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号、第 166 条第 3 項、第 1 項第 4 号、第 2 項第 1 号イ、第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(3,720 円×150 株)

－ (1,035 円×1 株+1,039 円×10 株+1,040 円×95 株+1,043 円×5 株

+1,045 円×39 株)

=401,805 円

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。